

公募公告

次のとおり、公告します。

令和5年3月1日

支出負担行為担当官
国立療養所長島愛生園事務部長
野田 裕司

1 公募に付する事項

- (1) 契約件名： 霊柩車等使用に関する請負業務
- (2) 契約期間： 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 公募に参加するために必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 資格申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者は、競争に参加できない。
- (4) 応募時において厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提案書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。この事に関し、保険料納付に係る申立書を提出しなければならない。①厚生年金保険②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (6) この公募に参加を希望する者は、応募書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (7) この公募の応募書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (8) 公募への参加を希望する者は、別紙「自己申告書」を令和5年3月17日までに提出すること。
- (9) 提出された書類は、押印を省略しても事業者としての決定であることから、虚偽記載等不正が発覚した場合、契約解除や違約金を徴収する場合がある。

3 その他詳細は別紙霊柩車等使用に関する請負業務に関する請負業務応募要領による。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和5年3月17日17時
- (2) 意思表示先 国立療養所長島愛生園事務部会計課 担当：会計班長 山本 忠幸
- (3) 意思表示方法 郵送のみ
- (4) 意思表示様式 別紙のとおり
- (5) その他意思表示にあわせ、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

5 その他

- (1) 本件公募に関する説明会は開催しないので、問い合わせは電話等で受け付ける。
- (2) 公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。
- (3) 上記2の公募に必要な資格を満たさない旨の意思表示は無効とする。